

岐阜県ヤングクラブバレーボール連盟細則

(コンプライアンス違反の例)

第1条 コンプライアンス規則第4条に規定されている法令等の違反例として以下の行為がある。

- (1) 試合、交流試合及び練習等（以下「試合等」という。）において、酒気を帯びて指導すること。また、喫煙をする場合に、施設の使用規定を遵守して適切な場所において喫煙しないこと。
- (2) 試合等において、不作法な行為、屈辱的な行為及び暴力的な行為をすること。
- (3) 青少年の技能向上が図れる機会（例えば選抜チームに選出されるなど）等に正当な理由なく選手を派遣しないこと。
- (4) 選手の進路に影響を与える目的で、不公正な行為を行うこと（選手登録などの不公正な取り扱い）や心理的な影響を与えること（進路に影響を与える者をベンチに座らせるなど）。

(試合等における責務)

第2条 チームスタッフの責務としては、以下の例がある。

- (1) 抽選会及び代表者会議で説明、確認及び決定された事項をチーム全員と応援関係者に必ず周知し遵守させること。
 - (2) 本連盟主催試合において、各種の競技規則及び施設の使用規程について、チーム関係者（加盟団体や加盟を希望する団体の役員、スタッフ、選手及び選手の保護者等）及び応援関係者（チーム関係者と一定の関係性を有し、応援する者をいう）に必ず周知し、遵守させなければならない。
 - (3) 本連盟主催試合の試合に参加の際には、選手の健康状態を再確認するとともに、大会期間中の選手の健康管理には、十分留意しなければならない。
- 2 チームの責務としては、以下の例がある。
- (1) 開会式、表彰式及び閉会式に選手6名以上が上下統一されたユニフォーム又服装（シューズは除く。）で整列しなければならない。
 - (2) 本連盟が主催する大会期間中及びこれに伴う移動中に生じた事故並びにその他の傷害については、本連盟は一切その責任を負わない。従って、チームは、必ずスポーツ安全保険等に加入すること。

(優先順位)

第3条 加盟団体は、中学校体育連盟に所属する選手については、原則として中学校体育連盟の活動を優先する。ただし、本連盟の主催するジャパンヤングクラブカップ全国ヤングクラブバレーボール男女優勝大会（以下「全国大会」という。）岐阜県予選大会及び全国大会の出場は、認めてもらうよう所属中学校と密に連絡とり調整をするものとする。

(競技会及び講習会等)

第4条 本連盟が主催する競技会及び講習会は、次のとおりとする。

- (1) 全国大会岐阜県予選大会
- (2) ヤングクラブバレーボール大会
- (3) 審判講習会
- (4) 指導普及講習会

(競技規則)

第5条 競技規則の優先順位は、次のとおりとする。

- (1) 抽選会及び代表者会議における確認・決定事項
- (2) 大会要項
- (3) 本連盟細則
- (4) 本連盟規約

- (5) 岐阜県バレーボール協会（以下「県協会」という。）規約一式
 - (6) 日本ヤングクラブバレーボール連盟（以下「日ヤングクラブ連」規約一式
 - (7) JVA制定の競技要項（以下「JVA競技要項」という。）
 - (8) JVA制定の6人制バレーボール競技規則（以下「6人制競技規則」という。）
- 2 ユニフォームは、「6人制競技規則」に規定されているとおりとする。なお、全国大会に出場するチームは、全国大会の要項及び規程に準ずるものとする。
- 3 部長、監督、コーチ、マネージャー、トレーナー及びドクター（以下「ベンチスタッフ」という。）は「6人制競技規則」のとおりとする（部長は、国内大会の特別競技規則の附則の6による）。
- (1) ベンチ・スタッフの1名以上は公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者バレーボール競技資格者（上級コーチ、コーチ、上級指導員、指導員）（以下「日体協資格者」という。）の資格を有する者であること。
 - (2) トレーナー及びドクターは、公益財団法人日本体育協会に有効登録された有資格者とする。
- 4 選手については、「JVA競技規則」、「6人制競技規則」に準ずる。
- 5 審判団（主審、副審、ラインジャッジ及び記録）については、次のとおりとする。
審判団として任務にあたる時は、割り当てられた任務に専念するとともに、ジャージ等任務にふさわしい服装で参加すること。
- 6 会場使用については、その会場の使用規則に合わせ、会場担当競技委員から出される指示に従うこと。

（大会要項）

第6条 本連盟が主催、主管する大会の要項及び全国大会への推薦条件は理事会または役員会において審議し決定する。

（諸行事）

第7条 規則に規定されている本連盟が主催する事業及び会議は、災害が発生した場合又は警報が発令されたときは、中止、延期又は一部延期することができるものとし、その取り扱い及びその後の処置は、理事会または役員会において審議し決定する。

（構成員及びチーム条件）

第8条 本連盟の登録を認める構成員及びチーム条件は、次のとおりとする。

- (1) JVAにチーム登録し、日本ヤングクラブバレーボール連盟に個人登録された14歳までの（U-14の場合）あるいは19歳までの（U-19の場合）男子のみ又は女子のみで構成された男子又は女子チームであること。
- (2) チームの代表者及びチームスタッフのうち1名は、日体協資格者を有し、JVAに有効に登録されたものとする。
- (3) チームの代表者は、責任のとれる成人とする。
- (4) 本連盟の趣旨、目的、規約及び細則を十分に理解し、本連盟の運営に協力できるチームであること。
- (5) 学校の部活動単独チームでないこと。
- (6) 本連盟に加盟を希望するチームは加盟希望日から一年間、全国大会岐阜県予選大会には出場できないがその他の大会は活動状況をみて判断する。
- (7) チーム構成員は岐阜県内での在学・在住・在勤以外は原則禁止とする。（全国大会並びに予選会に限る）特別な配慮が必要な場合は別途協議をする。

（登録）

第9条 細則第7条に規定されている「登録方法」等については、次のとおりとする。

- (1) 本連盟への登録は、JVAの登録方法に準じての登録のみとする。
なお、登録に関して疑義が生じた場合は、理事長と協議するものとする。

ア チーム登録

毎年の登録の開始日はJVAの登録開始日とする。

登録料は、1チーム年間8,000円(内訳、県協会3,000円、本連盟5,000円)とし、登録が承認されたら速やかに会計に納入しなければならない。

イ 個人登録

毎年の登録の開始日はJVAの登録開始日とする。

登録料はJVAの規定のとおりとする。

注) 年齢は各年度の4月2日時点とする。

ただし、選手がJVAメンバーとして個人登録するには、加入するチームの責任者の承認が必要あり、責任者の承認済みを確認後、加入コード(各チームにチーム登録時に発行されたもの)を入力して登録すること。

- (2) ベンチスタッフは、1名以上6名以内とし、1名以上は成人であり、かつ日体協資格者を有し、JVAに有効に登録されている者であること。

(大会登録)

第10条 本連盟主催大会の参加申込み(チーム登録)等については、次のとおりとする。

- (1) 大会に出場を希望するチームは、規約第7条に規定されている全ての登録を済ませていなければならない。
(2) 大会の参加料は、大会要項に表記する。

なお、一旦参加申込みを行ったチームは、棄権等があっても、参加料は納めなければならない。

- (3) 同一大会におけるベンチスタッフについて

ア ベンチスタッフは、2チーム以上を兼任することはできない。ただし、部長、マネージャー、トレーナー、ドクターについては、同一団体に限りU14男子U14女子、U19男子、U19女子のベンチスタッフを兼務することができる。

イ ベンチスタッフの変更は、大会当日1日通しての変更登録とし、大会当日の受付時に「ベンチスタッフ変更届」を競技委員長に提出するものとする。

ウ 全国大会に出場するチームは、岐阜県予選大会申込締切までに本条に従い、登録を済ませているチームであり、当連盟県が推薦したチームであること。

ただし、予選大会時に本連盟の他チームに登録していた者が全国大会出場チームに移籍することはできないものとする。

(助成金及び寄付行為等)

第11条 寄付行為は、理事会又は役員会において審議し、決定する。

- 2 本連盟に関係する弔事見舞は、概ね次のとおりとし、返礼は不要とする。

- (1) 役員・・・(本人5,000円・配偶者3,000円)

(役員等の上部団体への派遣)

第12条 県協会の常任理事として理事長を派遣し、県協会の理事については、役員会において派遣する役員を決定する。

- 2 前項以外の県協会の各専門委員会等に派遣する役員は、役員会において決定する。

(旅費等諸経費)

第13条 役員等の諸行事の運営及び派遣に関する旅費及び日当の支払いは、当面の間支給しないものとする。ただし、県外で開催される大会及び会議への派遣については、旅費を支給することとする。

- 2 大会当日の役員及び大会運営スタッフについては県協会に準じて支給する。
3 講習会の講師には、旅費・日当を支給する。

- 4 旅費は、最も経済的な公共交通機関による最寄駅間の実費を支給する。

(罰則)

- 第14条 本連盟関係者に対する処分は、JVAが定める「競技者及び役員倫理規定」並びに「岐阜県バレーボール協会競技者及び役員倫理規程」に準用する。
- 2 本連盟規約、コンプライアンス規則及び細則、JVAが定める「コンプライアンス規定」並びに「岐阜県バレーボール協会競技者及び役員倫理規程」等の諸規程に違反する行為は、以後の本連盟主催大会出場及び全国大会への推薦の判断資料とする。
 - 3 前項に規定する罰則の適用及びその処置は内容を十分調査し検討するとともに岐阜県バレーボール協会と協議しながら、理事会において審議し決定する。

(その他の委任)

- 第15条 この規則で定めたもののほか、必要な事項は、理事長が決定する。
- 2 理事長が専決処分した事項は、次の理事会において報告するものとする。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月12日改正)

この改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月18日改正)

この改正規定は、平成29年4月1日から施行する。